

生活保護基準の引き上げとともに府独自の支援策を

【山内議員】日本共産党の山内佳子です。先に通告した数点について、知事並びに関係理事者に質問します。

最初に生活保護基準の引き上げと府独自の支援策についてです。

2013年8月に当時の安倍政権が生活保護基準の引き下げを強行し、その後3度にわたって保護基準の見直しを行うなど、国民生活の土台を崩す、まさにナショナルミニマムの崩壊ともいべき事態が相次いでいます。

こうした中、政権による生活保護バッシングを乗り越え、人間らしい暮らしを求めて全国で3万人の利用者が審査請求を行い、1000人以上、京都でも42人の利用者が保護基準引き下げの撤回を求めて裁判に訴えられました。そしてこの間、大阪、熊本、東京、横浜地裁で原告が勝利しています。

横浜地裁の判決では、国が行った引き下げの判断について、「判断は専門家による会議での議論を経ていなかった。」と指摘し、そのうえで、「改定の影響は、受給世帯のおよそ96%と広くに及び、減額の幅も大きいことから、結果も重大だ。引き下げの判断は違法なものだ」として、生活保護費の支給額を引き下げた自治体の決定を取り消したのです。

今、貧困と格差が拡大し、物価高騰と社会保障の削減で、生活保護基準の引き下げの撤回は、保護を利用している人だけではなく、すべての国民に大きな影響を与えるものです。

先日80歳まで仕事をしておられ、2年前に病気で仕事を辞めた女性が生活保護を受けたいと相談に来られました。年金が月に7万6000円、固定資産税を支払い、敬老乗車証もインフルエンザの予防接種も値上がり、あわせて物価の高騰で生活ができないとのことでした。わずかでもいいから生活保護が受けられれば、医療費や固定資産税が必要なくなります。一緒に役所に相談に行きましたが、この間の保護基準引き下げの影響で、年金額が生活保護基準を上回り生活保護を受けることができませんでした。

また保護を受給されている京都市内の70代の女性は光熱費を節約するために冬はお風呂は週に2回、夏は一日おきにシャワーで済ませている。灯油は一冬1缶しか買わない。私がお話を伺ったのは11月21日でしたが、まだ暖房はこたつも含めて一切使っていないとのことでした。食費も節約のため、昼は毎日食パン1枚とお茶だけ。もっと栄養をと思うけれどもそうもいかない。と語ってくれました。まともに栄養もとれず、暖房のない部屋で衣服を重ね着して暮らしておられるのです。

そこで伺います。京都府内では京都市でひとり暮らしの方なら家賃を除く生活扶助基準は74歳の方で74220円、北部や南部の町村、3給地の2であれば65200円です。知事はこれで人間らしい暮らしがおくれると思われますか？ また保護引き下げは違法と判断する判決が出された中、保護基準の引き下げを撤回するよう国に求めるべきではありませんか？

また京都府は独自に実施していた夏と冬の見舞金を廃止しました。9月の西脇いく子議員の質問に対して「国において保護基準と一般低所得世帯との適切な均衡が図られた」とその理由をのべられました。しかし先の判例でも明らかなように、この間の保護基準の引き下げに合理的根拠はなく、違法と判断されたのです。適切な均衡など理由になりません。しかも今物価の高騰で命や健康が脅かされる状況にあります。こうしたときこそ地方自治体として府民の命を守るために、夏と冬の見舞金を復活すべきと考えますがいかがですか？

本府の生活保護世帯数の推移をみますと、コロナ前の2016年と比べて、2020年度は330世帯減少し、保護率も減っています。とりわけ母子世帯の保護率の減少が著しく、亀岡市で半減しているほか、

綾部市で－43%、城陽市で－36%など、全国平均－24%と比べても突出しています。

亀岡市ではかつて生活保護の申請への同席が認められず、申請権が侵害されかねない事態が起きていましたが、同様の事態が府内の自治体で起きていないでしょうか？

今から20年以上前、京都府の監査は「違法な保護の打ち切りがないのか？」「保護廃止の理由が不明瞭なのに打ち切りがないか」などが重点に監査され驚いたと、あるケースワーカーからお話を聞いたことがあります。

そうした観点は貫かれているのでしょうか？申請権の侵害がおこっていないのか？違法な打ち切りがおこっていないのか？理不尽な就労指導がなされていないか？そうした人権を守る視点での監査が必要と考えますがいかがですか？

適切な生活保護制度の広報、周知を

【山内議員】次に生活保護が権利であることを周知徹底するための広報について伺います。

コロナ禍の影響で失業者・生活困窮者が増え続けるなか、「最後のセーフティネット」である生活保護の役割が問われています。一方で本来生活保護が受けられる人のうち、保護受給に至っているのは厚生労働省の推計でも22.9%と、世界の水準からみても大変低く問題です。

生活困窮者を支援する「つくろい東京ファンド」の一昨年から昨年にかけての調査では、生活が苦しいのに生活保護を利用したくないと答えた人のうち、3人に1人が「家族に知られるのが嫌」なのが理由だと回答。自由回答では「今の姿を娘に知られたくない」などの声が寄せられています。

扶養照会は、2016年7月に生活保護を始めた17000世帯に関しては、計38000件も行われています。国民に植え付けられた「生活保護は恥」という意識や、一部政治家やマスコミが広げてきたバッシングも背景に、申請をためらってしまうのは目に見えており、生活と健康を守る会やつくろいファンドなどが改善を求めてきたところでは、そうした中、昨年1月わが党の小池書記局長がこの問題を取り上げ、当時の田村厚労相は、扶養照会は「義務ではない」と答え、菅元首相は「生活保護は国民の権利だ」と認め、その後国が保護の実施要領の取り扱いを改正しました。改正された実施要領を見ると「扶養義務者の扶養は保護に優先して行われる」という意味は、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであること。「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的に扶養照会を行わないこと。と書かれていますが、まだまだ知られていません。

こうした中で京丹后市が生活保護は権利だとするチラシを全戸に配布されました。そのチラシをもって福祉事務所を訪問し、生活保護受給につながった方もおられ、大変喜ばれているのです。

一方でいまだにホームページ上で生活保護のことに全く触れていない自治体や、「保護のお金は国民の税金でまかなわれています。」などなど、権利性の感じられない、誤解を生むような表現の自治体もあり、見過ごせません。

本府のホームページには生活保護が権利だと明記されていますが、振興局のホームページにはそうした表記もありません。福祉事務所と話し合い、生活保護が権利であることの周知を図るよう、努力すべきと考えますがいかがですか？

加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を

【山内議員】次に加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成について伺います。

内閣府の「高齢社会白書」によると2020年の65歳以上の高齢者が全人口に占める割合は28.9%、2025年には30%を超えるといわれています。

そのことは当然加齢性難聴者がふえるということですが。

慶応大学の小川教授によると、「難聴というのは『ほほえみの障害』とも呼ばれ、何回も繰り返し聞こえないと笑ってごまかしてしまう。相手にも理解されにくく社会的に孤立しがちで、これが認知症やうつ病を進行させていくのではないか、ということが問題になっている。」とおっしゃっています。

小川教授らが10年以上前に難聴とうつの関係を追跡調査した結果、難聴がある人はない人に比べて男性で、3倍、女性では2倍以上うつになりやすいことがわかりました。

一方で聴覚障害の手帳が取れば、補聴器は更生医療の対象となり購入の補助がありますが、手帳の取得が厳しく、一番軽い6級の障害者手帳を取得しようと思っても、耳元から40センチ離れたところで話をしても、音が鳴っているのはわかるが、話の内容がわからない、とそういう状況にならないと聴覚障害者手帳は交付されません。

高齢者の生活の質を改善し、生き生きと社会生活を送れるようにするためにも、早期に耳鼻咽喉科を受診して補聴器を付けること、また正しい補聴器のつけ方及び調整などが必要です。

ところが補聴器を付けなければいけない人で実際につけている人はわが国では14%にすぎません。

補聴器の購入には10万円から30万円、50万円と必要で公的補助がなく、全額自己負担になっていることが大きな障害になっているのです。北欧やイギリスでは全額公費負担になっています。

今、全国的に補聴器の公的助成を求める運動が進み、年金者組合大阪本部の調査では120自治体で助成制度が実施されており、京都では「補聴器の公的助成を求める会」が結成されて、署名運動が始まったと伺っています。そうした中、今年4月から都道府県では初めて兵庫県が補聴器活用事業として、補聴器への購入補助を行っています。

そこで伺います。加齢性難聴者への補聴器の必要性についてどのような見解をお持ちですか？府としても国に対して補聴器助成の国庫負担を求めていただきたいがいかがですか？また京都府としても独自に助成制度を設けるべきと考えますがいかがですか？

【西脇知事・答弁】 山内議員のご質問にお答えいたします。生活保護についてでございます。生活保護制度は、すべての国民が最低限度の生活として健康で文化的な生活水準を維持できるよう保障するとともに、その自立を支援するナショナルミニマムの制度でございます。また現在生活保護基準の見直しに向けて社会保障審議会の生活保護基準部会におきまして、過去の生活保護基準見直しによる影響の分析や生活保護基準の水準に関する評価、検証が行われているところでございます。京都府では生活保護基準の見直しにあたっては、国民最後のセーフティネットとして受給者の生活実態を十分に踏まえるとともに、物価の上昇等についても適切に反映するよう、これまでから国に要望しているところであり、今後も引き続き要望をしまいたいと考えております。

また夏期、冬期見舞金についてでございます。京都府独自の夏期、冬期見舞金につきましては、生活保護制度を補うものとして過去に支給しておりましたが、国において生活扶助基準が一般低所得世帯との適切な均衡が図られたことから、平成16年度限りで廃止したものでございます。なお生活保護基準につきましては、物価の上昇など国民生活に影響を与える動向を適切に反映するよう国に要望しているところでございます。また最近の物価高騰により、生活保護受給者を含む低所得世帯等への支援が必要となっていることから、6月定例会においてご議決いただいた物価高騰対策緊急生活支援事業費等により、食料品や生活必需品を支給しているところであり、今後も生活に困窮する方々をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

【長谷川健康福祉部長・答弁】 生活保護についてでございます。生活保護を受給する世帯数は令和2年現在全国で約76000世帯、京都府内で3000世帯となっており、5年前と比べても3割程度減少しております。受給世帯数が減少した要因としましては、保護世帯数自体の減少とともに、ひとり親家庭の自立支援や生活困窮者自立支援事業による就労サポートなどの取り組みが、生活保護に至る手前での早期支援につながっていることが考えられます。直議員ご指摘の亀岡市の事案は、すでに改善

が図られ、また亀岡市以外で同様の事態は起きていないということを確認しております。京都府では引き続きひとり親家庭などへの支援の充実を図るとともに、生活保護の申請については、面接相談時に支援者や扶養義務者の同席を拒むなどにより、申請権を侵害することがないよう実施機関である各福祉事務所に対し指導してまいります。

次に生活保護の監査についてでございますが、京都府では毎年度実施機関の監査に当たって実施方針を定め、面接相談時の対応や生活保護廃止時の取り扱いについて、違法不適切な事案がないかを相談記録等で確認する実地検査を行い、必要に応じ文書等で実施機関を指導しております。今後とも生活保護行政が適切に運営されるよう各実施機関を指導援助してまいります。

次に生活保護制度を周知についてでございます。京都府ではホームページを通じて生活保護の申請が国民の権利であることを発信するとともに、制度を分かりやすく説明したパンフレット「知っておきたい生活保護」において、要件を満たせばどなたでも保護を受給できることを明記し、ためらうことなくお住まいの福祉事務所へ相談するよう呼びかけております。このパンフレットは誰でも手に取ることができるよう、福祉事務所や町村役場の相談窓口、情報コーナーなどに配置し、制度を説明する時にも活用しております。また実施機関や町村が独自にパンフレットを作成する場合は、監査においてその内容、表現を確認し、生活保護制度について誤解を招くことがないよう助言するところがございます。今後も生活に困窮されている方に対して、生活保護制度についてしっかりと周知しておくとともに、各実施機関に対しても制度の周知方法について助言してまいりたいと考えております。

次に加齢に伴う難聴等についてでございます。加齢に伴う難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、鼓膜の奥にある渦巻き状の管の細胞が正常に働かなくなり、徐々に聴力が低下し、両方の耳が聞こえにくくなるというものでございます。このことにより次第に日常会話が聞き取りづらい、コミュニケーションが取れづらいなど影響が表れ、放置していると外出先で危険な目に遭いやすい、災害時の警報が聞こえないなど、日常生活や社会活動に支障が生じることから、補聴器の利用など適切な対応が必要となると認識しております。このような難聴のことについて、加齢によるものを含めた聴覚障害で障害者手帳をお持ちの方に対し、その原因にかかわらず補聴器を購入される際、国の補装具費支給制度の中で購入費用の一部が支給されているところがございます。難聴に伴う補聴器の購入助成の拡大については、国の補装具費支給制度により対応されるべきものと考えているところであり、京都府といたしましては、これまでから国に対し聴覚障害を含めた身体障害者の認定基準が適切なものとなるよう、その見直しを要望しているところがございます。

【山内議員・指摘要望】最初に2点指摘します。保護は権利であることの周知徹底についてです。京丹後市のチラシには「生活保護の申請は国民の権利です」と大きく書かれ、裏面には「持ち家があると生活保護が受けられないのか」、「自動車は処分しなければならないのか」など、多くの方々が誤解していることについて丁寧に説明があります。扶養照会を行わない場合についても具体的な例を挙げてしめされており、私たちも利用したくなるようなチラシです。ぜひ、そうしたチラシも参考にされて、置いておくだけでは皆さんに伝わらないわけですから、「府民だより」なども利用して、周知徹底をお願いしたいと思います。

加齢性難聴者への補聴器について、片耳が聞こえないが補聴器はつけていないという方や、安い補聴器を買ったが、あわないので使っていない。買い換えたいが高くて買えない。等の声を伺っています。ぜひとも国に対して補聴器購入助成の国庫負担を求めるとともに、京都府としても加齢性難聴者の実態を調査されて、独自に補助制度を設けていただきたい。これは要望しておきます。

【山内議員・再質問】生活保護について再質問です。

先ほど知事からもありました、生活保護は生存権を保障する制度で、ナショナルミニマムだという風におっしゃいましたが、あまりにも基準が低すぎると。多くの保護利用者が食費を切り詰めるしか

ないとおっしゃっています。国が基準を決めるのは当然ですが、府民の命を守る知事として、この基準でいいと思われるのかどうか、知事は国のお役人でしたけれど、今は京都府民から選ばれた知事ですから、知事独自の考えをおっしゃっていただきたいですね。

それから物価高騰対策で色々されましたけれども、急に出てきましてね、締め切りもすぐ間近で、すべての生活困窮者にとっても届いてるとは思われない出し方だったという風に思います。そういう点で、やっぱり見舞金をきちんと出すと、すべての生活保護者に見舞いをきちんと出すということやらないといけないと思うんですがいかがですか。

それから母子世帯の保護率の減少についてです。これ国と比べて大きく減少しているところで、今の自立就労サポート、保護に至る前の早期支援がうまく働いて保護に至っていないっていうようなご答弁もありましたけれども、実際そうなのかどうかね、コロナ禍で女性の自殺者が増えました。やっぱりコロナで収入が激減したのは非正規で働く女性に多かった。その中には本当に働く母子世帯がたくさんおられたという風に思うんです。そういう点で、保護に至っていないっていうのはね、保護基準以下の人が保護に至っていないということであれば、大問題だというふうに思うんですが、そこ認識をもう一度伺います。

【西脇知事・再答弁】 山内議員の再質問にお答えいたします。生活保護制度は先ほども答弁いたしましたようにナショナルミニマムの制度として、国民に健康で文化的な生活水準を維持する極めて重要な制度だと認識をしております、現在、国の審議会におきまして基準の見直し検証が行われているところでございます。京都府は従来から、国民最後のセーフティネットでございますので受給者の生活実態を十分に踏まえるとともに、物価の上昇等についても適切に反映するように要望してまいりました。引き続き国に対して、強く要望して参りたいと思っております。また生活困窮者に対する対策につきまして、その事業の執行についてのご指摘がございました。せっかくの貴重な財源を使って行います生活困窮対策でございます。ご指摘も踏まえて、生活困窮対策の対象者に対して、的確に支援が届くように、これからも適切な執行に努めてまいりたいと思っております。その他の再質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【長谷川健康福祉部長・再答弁】 山内議員の再質問にお答えいたします。先ほど生活保護受給に関しての全国の比較についてお尋ねございましたが、生活保護受給世帯数の増減率でございますが、全国が2020年と2015年を比較いたしますと、マイナス27.5%に対し、京都府におきましてはマイナス32.5%となっております。こちらの京都府と全国との差につきましては、様々な要因があるかと思っておりますが、地域によって人口構造の変化が異なること、また経済状況も異なっておること、また生活保護自立支援の関係の支援等と保護に至る手前の支援が行えている等と、様々な要因があるかと思っております。いずれにいたしましても、要件を満たせばどなたでも保護受給できるということでございますので、ためらうことなくお住まいの福祉事務所にご相談頂くこと重要だと考えていますので、引き続き周知の徹底を行なって参りたいと思っております。

【山内議員・指摘要望】 指摘要望いたします。2013年8月からの生活保護基準の引下げに対する訴訟は、制度ができてから最大規模のものです。原告の方々は自身の暮らしの実態をすべて明らかにし、バッシングにさらされる可能性もある中で、勇気をだして訴訟にのぞんでおられます。京都でも現在35人の原告が大阪高裁に控訴して裁判を闘っています。

原告のおひとりである森絹子さんは「控訴審では私たちの生活実態を分かってもらい、『健康で文化的な最低限度の生活』が送れることを望んでいる」とおっしゃいましたが、まさに私たち国民の生活の基盤である憲法で定められた「最低限度の文化的な生活」とは何かが問われています。まともに風呂にも入れず、十分な栄養もとれない、これがこの国の文化的な生活の基準なのではないでしょうか。国が見直

しをおこなっているという知事の答弁ありましたけれども、そういう時だからこそしっかりと国に対してこのことを問うていただきたい、問うべきです。強く求めて次の質問に移ります。

安全性についての合意がないゲノム編集技術への支援はやめよ

【山内議員】次にゲノム編集食品について伺います。

ゲノム編集技術とは細菌由来の遺伝子などを使って、特定の遺伝子を切断することで、目的とする性質を持つ農産物や水産物を効率的に作る技術で、現在ゲノム編集食品として実用化されているのは、日本のトマトと真鯛とトラフグ、そしてアメリカ、カリクスト社の大豆油のみです。複雑な遺伝子の解明はまだ十分にされておらず、食品としての安全性に対して多くの消費者から不安の声が出されています。

そうした中で日本の突出が目立っています。ゲノム編集トマトを開発したサナテックシード社とパイオニアエコサイエンス社はこのトマトの家庭菜園用苗の無料栽培モニターを募集し、5000人を超える方々に無償で提供。また2023年からは全国の小学校に無償配布する計画を持っており、「何も知らない子どもたちに、安全性の確認されていないゲノム編集食品を食べさせないで」と新日本婦人の会やOKシードプロジェクトなどが運動をはじめ、「苗を受け取らないでほしい」と自治体への申し入れも行われ始めています。

またゲノム編集の真鯛とトラフグを開発、販売しているリージョナルフィッシュ社は、京都大学に本社を置き、宮津にプラントを持っています。京都府が2019年にプラント建設に3200万円を補助。また翌年には同社が行うとり貝のゲノム編集の研究開発に1400万円補助を出しています。

こうした中、宮津市がゲノム編集されたトラフグをふるさと納税返礼品にしたことから、地元では安全性の証明されていないものを返礼品にすることに反対する署名運動が始まっています。

宮津市で釣り船の船長をされている女性は「そもそも宮津でとれた新鮮な魚を子どもたちに食べさせてあげたい」との思いで釣り船を営まれています。が、「ゲノム編集の魚が出回れば、胸を張って宮津の安心、安全な魚を食べてほしいと言えなくなる。」と危機感を募らせています。

リージョナルフィッシュ社は現在、宮津で陸上養殖を行っておられますが、地元の方々は「今後、海上養殖がおこなわれるのではないかと。そうすれば、台風や津波など自然災害によってゲノム編集した魚が逃げ出したり、卵が海洋にでてしまったりするのではないかと不安を口にされています。

遺伝子組み換え食品には、開発から流通まで法律による枠組みが設けられています。生物多様性への影響を管理するカルタヘナ法、食品の安全性を管理する食品衛生法、動物の餌についての飼料安全法などに必ず届け出を行い、承認を受けなければ流通できません。さらに、私たちが買い物をする際の指標になる表示義務制度も設けられています。

一方、ゲノム編集で開発される食品は、これらの法律の制限を受けることなく、承認も不要、届け出も任意で罰則なし、食品表示の義務もありません。昨年6月わが党の紙智子参議院議員がGABAトマトの商品化に当たって国と開発企業の協議内容、文書、資料等の公開を求めましたが、総理大臣は開発企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるという理由で情報の公表を行いませんでした。

遺伝子操作という一般的に理解しがたい技術開発による商品が、遺伝子組み換え食品なみの審査もなく食品表示もなく、さらには開発企業の競争上の地位を優先して情報もまともに公開されないのです。これでは不安が増すばかりです。

そこで伺います。ゲノム編集食品は先に述べた通り、食品としての安全性について、専門家や地元住民をはじめ多くの不安がある中、府民の税金を投入して推進することはやめるべきと考えますがいかがですか。さらに遺伝子組み換え食品と異なり、ゲノム編集したことの食品表示さえ義務付けられていません。安全性に不安を持っていても、選択する権利すらないのです。遺伝子組み換え食品並み

の規制と表示が必要と考えますがいかがですか。

【水口農林水産部長・答弁】 ゲノム編集技術についてでございます。ゲノム編集技術は生物が本来持つ遺伝子を特定の部位で切断し、有用な変異を誘発する技術であり、自然界でも起こりうる遺伝子の変化を人為的におこすものでございます。この技術は従来の育種技術に比べて、時間とコストを大幅に縮減できるため、世界的な食糧問題の解決に寄与する技術として注目をされております。国内では、2020年以降、魚類2品種と野菜1品種がゲノム編集技術応用食品として、厚生労働省の取り扱い要領にもとづく事前相談がされ、安全性審査不用の判断を受け、届け出の上、市場に流通しているところと聞いております。そのうち魚類2種のゲノム編集技術応用食品を開発しているのが、京都のスタートアップ企業でございますが、社会課題の解決を目指した適正な手続きを得た取り組みであり、研究開発等の支援をしているところでございます。

一方、ゲノム編集技術の食品への応用に対しては、安全性などを心配する声もあることから、消費者が正しい知識を持ち自主的かつ合理的に判断できる環境の整備が重要でございます。現在、届出済の3品種につきましては、食品表示法上、ゲノム編集技術応用食品に関する表示義務はありませんが、消費者庁は事業者に対しまして消費者への適正な情報提供を求めており、いずれも適切な表示がされているところでございます。京都府と致しましては、本年9月にゲノム編集技術をテーマとした消費者、京都府、国による意見交換を実施したところであり、引き続き消費者が正しい知識を得て合理的な判断ができますよう、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

【山内議員・指摘要望】 最後に指摘要望いたします。

ゲノム編集食品の表示ですけれども、確かに今は適切な表示がされているかもしれませんが、表示義務がないのが問題であって、今後どんどん開発が進み実用化される中で、表示義務がないなかで、私たち国民が選ぶ権利もないというのは大きな問題だと思うんですね。それと、農林水産省の「みどり食料システム戦略」においては「ゲノム編集やRNA農薬などの革新的な技術、生産体系の実用化は、食や環境への安全の確保はもとより、科学的知見に基づく合意が形成されることが重要」となっています。さらに、「みどり戦略」に関する意見公募の9割がゲノム編集への懸念や反対だったんです。金子農水相は「多くの国民の理解を得て進めて行く必要がある」と述べました。科学的知見に基づく国民的な合意がない中で、食品へのゲノム編集技術実用化を支援すべきではありません。今必要なことは国産の安全な食料を国民に提供することです。このことに努力していただくことを求めて、質問を終わります。ありがとうございました。